

植栽事業

**事業内容
対象経費** 地区、住民団体等が実施する良好な景観の形成を図るための花卉や樹木等の植栽に要する経費



補助率 11分の10以内（上限額5万円）

申請者 区協議会等

屋敷林保全事業

**事業内容
対象経費** 屋敷林を健全に維持管理するための剪定等に要する経費
※伐採のみは該当しない



補助率 5分の4以内（上限額10万円）

申請者 町民、町内の法人、団体又は組織

看板等撤去更新事業

**事業内容
対象経費** 看板等の設置者が、景観に配慮して看板類の撤去又は周辺の環境に調和した更新を行うための経費



補助率 5分の4以内（上限額10万円）

申請者 町民、町内の法人、団体又は組織

優良景観形成事業

事業内容／対象経費

- 明るく鮮やかな色から、明度・彩度について一定の落ち着いた色彩（マンセルカラーの明度・彩度の合計が3以下）へ屋根や外壁（10㎡以上）を塗替する経費
- 板塀や生垣の設置又は修繕に要する経費
- 自然素材や伝統的素材を使用したり、伝統的な建築意匠への改修に要する経費
- 植栽や遮蔽により、建築物や構造物と周辺景観の調和を図る修景のための経費
- その他町長が認める優良な景観形成のために要する経費



補助率 5分の4以内（上限額10万円）

申請者 町民、町内の法人、団体又は組織

「景観形成モデル事業補助金」の留意事項

- 本補助金による景観形成事業は、町内の事業者又は個人が施工すること
- 植栽事業を除く景観形成については、その対象物について1回限りとする
- 交付金申請後、交付決定を受けてから事業実施すること